

原子力損害賠償実施方針

2020年3月31日施行

日本原燃株式会社

制定・改訂の履歴

制定・改訂日	内容
2020年3月31日制定	原子力損害の賠償に関する法律第17条の2において定められている原子力損害賠償実施方針を作成。

目次

1. はじめに	1
2. 原子力事業者の氏名または名称および住所	1
3. 原子炉の運転等を行う事業所の名称および所在地	1
4. 当該事業所で行う全ての原子炉の運転等の行為の種類	1
5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類および賠償措置額	1
6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法および当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策	2
(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方	2
(2) 被害申出窓口の開設の方針	2
(3) 被害の申出の受付の方針	2
(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針	2
(5) 賠償の迅速性および柔軟性の確保の方針	3
7. 原子力損害の賠償の実施に関する情報の管理方法に関する事項	3
8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者およびその他関係機関との連絡調整に関する事項	3
9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項	3
10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項	4
11. 損害賠償実施方針の変更の記録	4
12. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先	4

別表 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類および賠償措置額

1. はじめに

本方針は、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用により生じた損害（以下「原子力損害」といいます。）の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年法律第147号）第17条の2に基づき定めるものです。

2. 原子力事業者の氏名または名称および住所

事業者名	所在地
日本原燃株式会社	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108

3. 原子炉の運転等を行う事業所の名称および所在地

事業所名	所在地
再処理事業所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4番地108
濃縮・埋設事業所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504番地22

4. 当該事業所で行う全ての原子炉の運転等の行為の種類

事業所名	原子炉の運転等の行為の種類
再処理事業所	<ul style="list-style-type: none">原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第9号に定める「再処理」原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第17号に定める「廃棄物管理」原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号および19号に定める「核燃料物質等の運搬」
濃縮・埋設事業所	<ul style="list-style-type: none">原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第7号に定める「核燃料物質の加工」原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第14号に定める「廃棄物埋設」原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類および賠償措置額

別表のとおり

6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法および当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

- ・被害者の不安軽減や混乱予防等のため、被害に関する相談全般に対して、適切、丁寧、誠実に最優先で対応することに努めます。
- ・迅速かつ公平に事務を行うことを基本とし、被害者の状況に応じて、柔軟な対応に努めます。

(2) 被害申出窓口の開設の方針

- ・原子力損害が発生した場合、周辺住民等からの問い合わせに適切に対応できるよう、速やかに被害申出窓口を開設します。
- ・被害申出窓口は、多数の被害者にとってアクセスのよい場所に開設するものとし、損害の規模によっては、被害者の利便性に配慮した場所に複数開設します。
- ・被害申出窓口の開設について、インターネット等により広く被害者に周知するほか、関係地方公共団体へ報告します。
- ・被害申出窓口では、相談内容に応じて柔軟に対応します。

(3) 被害の申出の受付の方針

- ・原子力損害が発生した場合、速やかに問い合わせ先および被害申出書等の案内書類を作成し、被害者からの問い合わせに適切に対応できるようにします。
- ・必要に応じ、被害状況の把握や被害者に対する被害申出の方法に関するご案内等について、関係地方公共団体と連携し対応します。
- ・被害申出書等の記入方法や添付すべき具体的な証拠書類について、被害者間の公平性や手続きとしての適正性の維持に配慮しつつ、できる限り負担を軽減する方策を検討する等、丁寧に対応します。

(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

- ・被害申出書を受け付けた後の被害者との協議にあたっては、事実関係や被害額の算定等の点について、当事者同士による話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本とし誠実に賠償交渉を行います。
- ・賠償請求後に新たな損害が判明した場合も同様に、話し合いの中で合意を積み重ねていきます。そして、当社と被害者の間で合意に至った場合には、合意書を取り交わし、その後、速やかに賠償金を被害者にお支払いします。

(5) 賠償の迅速性および柔軟性の確保の方針

- ・迅速かつ適切な賠償のため、社内規程等において、具体的な手順等の細目をあらかじめ定めます。
- ・原子力損害が発生した場合、損害状況に応じて、被害相談、被害申出の受付、賠償額の確定交渉等の各段階が円滑に進むよう、社内体制を速やかに構築します。
- ・被害の状況に応じて仮払いの要否を速やかに検討し、実施する場合には関係機関との調整等について速やかに着手します。また、損害のうち確定した部分から支払うこと等の柔軟な対応に努めます。

7. 原子力損害の賠償の実施に関する情報の管理方法に関する事項

- ・業務の遂行に関して取得した個人情報については、法令、関係省庁のガイドラインおよび社内規程等を遵守し、適切に取り扱います。これらの情報は、被害者の被害情報が記録された機微な情報に該当することから、その利用については本業務の遂行に必要な範囲内に限定し、厳重に管理します。
- ・被害者との間の賠償請求手続きに関する経過・結果等については、適切に記録・管理し、正確に更新・保存します。

8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者およびその他関係機関との連絡調整に関する事項

- ・平常時から担当部署を定め、国、日本原子力保険プール、関係地方公共団体等と連絡先を共有します。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項

- ・和解仲介手続を利用すべく被害者側から申立てがあった場合、当該手続にかかる法令に則り、誠実かつ適切に対応します。
- ・当該手続において和解案が提示された場合、和解案を尊重しつつ検討するとともに、当該手続に当たり迅速に対応します。
- ・和解が成立した場合は、速やかに賠償金をお支払いします。

10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策に関する事項

- ・原子力損害賠償紛争審査会で「原子力損害の範囲等の判定指針」が策定された場合、当該指針を参考としながら、事実関係や因果関係、被害額の算定等の各争点について、迅速に合意を積み重ねていくこととします。
- ・上記指針により範囲の判定がされていない損害に係る賠償についても、適切かつ柔軟に対応します。

11. 損害賠償実施方針の変更の記録

- ・本方針を変更する場合は、その日付と変更内容についての履歴を、冒頭に記載します。

12. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

日本原燃株式会社

住 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付 4 番地 108

電 話：0175-71-2000（代表）

ファックス：0175-71-2555

受付時間：土・日・祝日および年末年始の期間(12月29日から1月3日)を除く 9：00～17：00

以 上

原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類および賠償措置額

1. 再処理事業所

原子炉の運転等の行為の種類	損害賠償措置の種類	損害賠償措置によりうめることができる原子力損害の範囲	原子力損害の賠償に充てることができる金額 (賠償措置額)
原賠法施行令第2条第9号による再処理	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	1,200億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	
原賠法施行令第2条第17号による廃棄物管理	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	1,200億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	
原賠法施行令第2条第18号による核燃料物質等の運搬	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	40億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	
原賠法施行令第2条第19号による核燃料物質等の運搬	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	240億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	

原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類および賠償措置額

2. 濃縮・埋設事業所

原子炉の運転等の行為の種類	損害賠償措置の種類	損害賠償措置によりうめることができる原子力損害の範囲	原子力損害の賠償に充てることができる金額 (賠償措置額)
原賠法施行令第2条第7号による核燃料物質の加工	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	40億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	
原賠法施行令第2条第14号による廃棄物埋設	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	40億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	
原賠法施行令第2条第18号による核燃料物質等の運搬	原子力損害賠償責任保険契約	保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる（1）～（4）の原子力損害を除く。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害 （4）被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害	40億円
	原子力損害賠償補償契約	契約証券記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの。 （1）地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害 （2）正常運転によって生じた原子力損害 （3）その発生の原因となった事実に関する限り責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって、当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行なわなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）	